

結婚差別の構造

—「親戚の忌避」と「世間の忌避」—

齋藤 直子

親戚の人たちや、いとこたちが結婚するときにね、「あなたが部落の人と結婚したっていうことで、こういうところにはお嫁に行かせませんとかね、結婚できませんとかね、その人が結婚差別を受けたらどうするの」って…（Bさんの聞き取りより）

はじめに

「婚姻は、両性の合意にのみ基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない」。日本国憲法第24条において、婚姻の成立の条件は「両性の合意」のみであると明記されている。しかし実際の婚姻においては、両性の合意だけで婚姻が成立しているとは言いがたい。両性の親や周囲の人びとの影響力は少なからずみられる。

国立社会保障・人口問題研究所のおこなった「第13回出生動向基本調査 結婚と出産に関する全国調査 独身者調査」では、独身にとどまっている理由について「親や周囲が同意しない」ことを理由に挙げているものが、男性で3%、女性で5%の割合で存在している〔国立社会保障・人口問題研究所 2006〕。

部落出身者に対する結婚差別もまた、これらの人びとの影響によって生じる場合が少なくない¹⁾²⁾。

結婚差別における結婚反対理由は、いくつかの類型に分類することができるが、その中でも特に顕著なのが「親戚が反対するから結婚できない」「あなたまで世間から部落出身者だと思われてしまう」といった被差別部落に対する「親戚の忌避」あるいは「世間の忌避」を理由とした反対である³⁾。部落出身者の親によるこのような反対理由に対しカップルは反論を構成するのが難しく、結婚差別を乗り越える際の大きな障壁となっている。

なぜ、部落出身者に対する結婚差別において、親の影響を排除することはできないのだろうか。また、なぜ「親戚の忌避」や「世間の忌避」に対する反論が困難なのであろうか。

本稿では、大阪府の委託を受けた被差別体験研究会（代表・田中欣和関西大学文学部教授）が、平成12（2000）年8月末から11月にかけて行った「同和問題の解決に向けた実態等調査（被差別体験調査）」（以下、「2000年調査（被差別体験）」）

とする）のインタビュー調査のデータから、上記の点について考察する⁴⁾。

まず最初に、「2000年調査（被差別体験）」から2事例を紹介しよう。

1 Aさん（20代男性）のケース

1-1 出会い

Aさんは、部落出身の20代の男性である⁵⁾。Aさんは部落外出身の女性と交際を始めたとき、この女性に自分が部落出身であることを伝えるかどうか迷っていた。ある程度、交際が続いた後「この人やったら」末永くつき合っていくと判断し、出身を告知した。彼女は「それでも全然O.K.で、つき合ってくれた」。彼女に部落問題の理解を深めてもらうために、部落解放運動の青年部活動に誘ったり、部落問題について話題を提供するなど努力した。

Aさんカップルが結婚の意志を固めたとき、交際相手の両親はすでにAさんが部落出身であることを知っていた。彼女の父親はAさんカップルの交際を黙認していた。

1-2 「親戚の忌避」による反対

しかし、Aさんカップルが具体的に結婚の意思を示したとき、「まさか結婚の話が出てくるとは思っていなかった」として、交際相手の両親は結婚に反対はじめた。同時に、交際相手の妹もある男性との具体的な結婚話が浮上していたのだが、その妹カップルがAさんらの結婚に強固に反対した。

彼女自身は妹からそんなん言われて（結婚に反対されて）ショックやと。（妹の）ダンナさん（交際相手）のお母さんが、（姉とAさんが結婚するなら）妹の二人（妹カップル）を「それやったら別れさす」というふうなことを言うてるんじゃないんやけども、そういう人やというのは、息子が言うんですって。それを妹も肌で感じながら、妹は妹で、お父さんとかお母さんに、「（Aさんとの結婚を）やめさせるように言うてくれへんか」という話を親にする。

1-3 交際関係の破綻

両親と妹カップルからの反対により、Aさんたちの関係は不安定になり、一度は彼女から交際を絶たれた。

彼女は、僕にそんな（家族が結婚に反対している）話をする。なおさら、（Aさんは彼女の両親に）会わないかんとなりますよね。でも会わしてくれないんですよ。彼女自身が。妹を困らせたくない。自分の幸せよりもこっち（妹）の幸せの方が大事やと最初言う。「それおかしいんちゃうん」という感じになりますやん。「自分が幸せにならんと、他人の幸せもないぞ」と話をする。彼女が追いつめられる状況に。僕もやっぱり地元の青年部の先輩とかに、相談しながら。「あんまし突っ込んで、彼女自身がストレスたまって、爆発する。もうちょつ

と間あいた方がええんちゃうか」いう話で、少しずつ間あいてた。それが、いきなり別れてくれという話が向こうからきたんですよ。「Aちゃんきらいや。だらしないし」とかいう話をしてきて。で、「ほんまにそうなんか」いう話をしても、自分（の本心）を隠すんですね。

Aさんの交際相手は、Aさんと別れたことが精神的に大きな負担になり、抑うつ状態に陥った。娘の体調を心配した母親からAさんに連絡があり、娘とも一度会ってほしいと申し出を受けた。

1-4 交際相手の両親との対面

Aさんは、両親に会いにいくことにした。実際に会って話してみると、両親はAさんらの結婚に反対ではないと言う。妹の婚約者の母親のせいにするのだ。

よくよく聞いてみると、お父さんもお母さんも反対ではないと言うんですよ。お父さんテレビ観ながら僕の顔も見やんと「俺たちはもう、反対はしていないねん」そんなそぶり見せる。お母さんはお母さんでこう、イケイケの人いうか、はっきりモノ言う人やから、うちの娘のこと考えるんやったら結婚してくれてもええ、とまでは言わへんけども、やってくれてええと、いう話をしてくれるんやけど。お父さんはお父さんで「俺は全然反対ちゃうで」いう感じやったんです。どっちやねん、いう感じで。向こうの妹の親のせいにしはるんです。これがやりきれなくて。「君達の意見は」、というのがない。でも会ったのが2回目やったから、そんなん突つけない（強くは問いただせない）んですよ。

1-5 交際相手の「祝福」へのこだわり

Aさんは、最終手段としては親の容認を待たずに結婚することを考えていた。一方、彼女にはそのような選択肢は皆無であった。

(Aさんの周りには親との交際を絶った友達がいるが)そういうのを彼女は見ながら、「自分は駆け落ちしたくない、親に祝福されて結婚したい」というのがあるんで。俺もそやと。ただ、「俺たちが結婚できんようになったら元も子もないから、最終手段はそれしかないと」という話はしてる。それが最終手段かどうかわかりませんけど。ただ、本人の頭の中にはそれはないんですよ。親に祝福され、妹にも祝福されたい、まわりに祝福されるような結婚をしたいと。ま、理想です。そらそうですよね、誰でも。

調査時点においては、Aさんカップルは上記のような状態であり結婚への展望は見えていなかったが、調査時点から1~2年後にAさんらは結婚に至っている。

2 Bさん（40代女性）のケース

2-1 よりよい結婚の示唆

Bさんは大学を卒業後、行政職員として被差別部落内の施設に赴任した。仕事を通じて、解放運動の専従職員である現在の夫と出会った。Bさんは、結婚を考えている相手が部落出身であることを両親に伝えた。そこから、毎日のように両親との口論が繰り返されるようになった。

事前にちゃんと私の方から話をしといたほうがいいわと思って、きちんと親にね、実は付き合ってる人は部落の人なんやっていうことを言ったんですよ。そしたら、そこから反対が始まって。その人にまず会いたいっていう話もあったんですけども、会う会わないの前にやっぱりその人がどうこうじゃなくって、いろんな本を読んだりとか、部落差別を考える中では賛成できないって、「なんであえて差別されるところにお嫁に行かなあかんのかな」っていう話で反対されたんですよ。お母さんもいろいろと部落のことは本も読んだりとかして、勉強して、で、「部落が悪いってとかそんなことは思ってない」って。

最初は「あえてそんな人と結婚しなくても人生は長いし、この人でなければいけないっていうことはない、あとからいろんな人にめぐりあえて、もっともっとできな人が出てくるかもしれないし、そんなに急いでね、相手を決めるはないん違うの」って。「人生はもっともっといろんな人に巡り会うよ」っていうのが最初だったんですよ。

今まで本当になんか手がからなくて楽だったみたいで、母親が「20何年間今まで親に逆らったことがない、なんでこの段になって親に逆らうの」みたいな話をされたりとか。

2-2 「世間の忌避」による反対

そしてこれらの反対理由では、部落出身者との結婚をあきらめさせることができないと判断した両親は、さらに別の反対理由をあげた。彼女が部落出身者と結婚することで、彼女のいとこが将来的に第三者から結婚差別を受けるかもしれないというのである。

自分たちは年老いていくからね、自分たちは別に差別されてもいいよって。だけど親戚の人たちや、いとこたちが結婚するときには「あなたが部落の人と結婚したっていうことで、いや、こういうとこにはお嫁に行かせませんとかね、結婚できませんとかね、その人が結婚差別を受けたらどうするの」って、「あんた、どうやってそういうこと言われたら責任とるの」って言われたんですよ。やっぱそれ言われたら、すごくきついかなって。私自身が差別されるのはいいけども、全然関係のないいとこの人たちが、自分が部落の人と結婚することによっていい

縁談が破談になったりってなったときにね、「あなたはいいでしょ、好きな人と結婚するから」って。「でも、じゃあいとこの人たちがそのためにね、好きな人と結婚できなかったらどう、あなたはどうするの」っていうふうに、すごい言われたんですよ。

2-3 両親に対する説得

Bさんの両親の反対に対し、部落出身男性の母親は、「身体ひとつで来てください」と、両親の説得を諦めて結婚するようにBさんに勧めた。だが、Bさんは、両親の説得を選んだ。

私の中にはやっぱり、せめて自分の両親だけでも祝福してね、結婚したいんで、できる限り説得して、で、だめだったらもしかしたら家を出るかもしれないけど、もう少し待ってほしいんですけど…。

Bさんの交際相手も、彼女の説得活動を支えた。

そんなんを毎日繰り返してたんで、仕事から帰ったら親と話をしたら、毎日泣いてるっていうか、まあ親も泣きますよね。「何で解れへんの（なぜ親の要望を理解しないのか）」みたいな感じで。で、私は私で、すごい泣き…。親が言ったんですよ、「今までそんなに親に逆らったこと一度もないのに何でこの場におよんでね、そんなに親に逆らうの」みたいな感じで。私一人娘なんですね、すごい親のほうも泣くみたいな。毎日がそんな感じで、毎日目腫らして職場に行く。で、帰りに今の主人に会って、「親にこんなふうに言われたんや、今日もこういうふうに言われたんや」っていうことで、ふたりで会って、でもやっぱり頑張って行こうよという話をふたりでしますよね。

2-4 母親の態度変容

Bさんの母親は、Bさんカップルと何度も面会してふたりの粘り強い説得を聞くうちに、次第に態度を軟化ていき、最後には父親を説得する立場にまでなった。

毎日そうやって話する中で「気持ちが変われへんのやなあ」っていうことと、相手の、今の主人のことが（を）、いろいろ話する中でね、いい人やねっていうことが解ってきたっていうのが。そんな詳しくね、どうして賛成してくれたんかななんて、あんまり聞いたことはなかったんですけど、一番最後は一番の協力者になって父親を説得してくれたりとかを母がしてくれたんで、そういう部分では、やっぱり自分の子どもがかわいかったんかなって。だから、最後ってやっぱり親って弱いかなと思うんですけど。強固に絶対結婚するみたいな話になったら、最後はそうなる（容認する）のかなみたいな感じで、で、やっと折れてくれたんで。

2－5 結婚の条件

Bさんカップルの粘り強い説得の結果、母親は結婚を容認するようになったが、その代わりに3つの条件をBさん方に言い渡した。以下は、その条件についての語りである。

「じゃあそんなに結婚したいって思うのなら、3つ条件をつけます」って言つたんですよ。で、ひとつは部落解放運動を仕事にしてるので、その仕事を辞めて、全く違う仕事についてください。で、ふたつめは、部落の中に住まないで一般に住んで下さい。で、みつめが、あなたたちは好きで結婚したからいいけども、自分の孫が差別されるのは見たくないんで子どもは作らないでちょうどいいって、みつめ言われて。

結婚式のときにはね、うちの親戚には部落であるっていうことは今の段階ではね、伏せておいてほしい。やっぱり、まだまだ、いとこたちが結婚をしてない中ではね、迷惑をかけては困るのでそういうことがクリアされるまでは。まあうちの旦那にしたらオルグしたい²⁾っていうのがありますよね、でもそれはちょっと控えてほしいっていうことで、それだけは呑んだんですよ。

結局、母親のいう3つの条件を、Bさんは受け入れなかった。そして、結婚式のときに夫が部落出身であることを隠すという条件だけは受け入れた。しかしBさんの夫にしてみれば、結婚式の来賓の多くは部落解放運動団体の人々であるだけに、その条件を受け入れることは苦しいことであったという。

3 結婚差別の基盤としての「祝福」

ここまで2つの事例を概観してきた。以下では、これらの事例をもとに、次のような2つの問題について考察していきたい。第1に、なぜ結婚において親の関与する余地が生まれ、そのことによって結婚差別が生起してしまうのか。第2に、結婚差別において「親戚の忌避」や「世間の忌避」を理由とした反対が顕著にみられるのだが、部落外出身者の親によるこのような反対方法に対しカップルは反論を構成するのが難しく、結婚差別を乗り越える際の大きな障壁となっている。なぜ、「親戚の忌避」や「世間の忌避」に対する反論は困難なのであろうか。

この章では、第一の問い合わせる親が結婚に関与する余地を生み、部落出身者に対する結婚差別を生起させる構造について考えてみたい。

3－1 「祝福」される結婚への期待

そもそも、部落外出身者の親による結婚差別は、親が子の結婚に介入することを双方が当然であるとみなしていなければ成立しない。『2000年調査』におけるいくつかの事例においても、カップルは親の「祝福」を経て結婚することを望んでいることが明らかになっている。

AさんとBさんの事例においても、親から「祝福」されて結婚することが理想であり、「縁切り」や「駆け落ち」はあくまでも最後の手段であることが明確に語られている。再度、引用してみよう。

(Aさんの周りには親との交際を絶った友達がいるが) そういうのを見ながら、「自分は駆け落ちしたくない、親に祝福されて結婚したい」というのがあるんで。俺もそやと。ただ、「俺たちが結婚できんようになったら元も子もないから、最終手段はそれしかないぞ」という話はしてる。それが最終手段かどうかわかりませんけど。ただ、本人の頭の中にはそれはないんですよ。親に祝福され、妹にも祝福されたい、まわりに祝福されるような結婚をしたいと。ま、理想です。そらそうですよね、誰でも。

私の中にはやっぱり、せめて自分の両親だけでも祝福してね、結婚したいんで、できる限り説得して、で、だめだったらもしかしたら家を出るかもしれないけど、もう少し待ってほしいんですけど…。

一方、親の側も、子どもの結婚に自分たちが介入することは当然であると考え、自分たちが「祝福」できるような結婚を子どもに望んでいる。例えば、Bさんの事例では、「もっともっとすてきな人が出てくるかもしれない」とよりよい結婚の可能性を示唆したり、「なんでこの段になって親に逆らうの」と親の意見を子が受容しないことを非難したりしている。こちらも、再度引用しておこう。

最初は「あえてそんな人と結婚しなくとも人生は長いし、この人でなければいけないっていうことはない、あとからいろんな人にめぐりあえて、もっともっとすてきな人が出てくるかもしれないし、そんなに急いでね、相手を決めるではないん違うの」って。「人生はもっともっといろんな人に巡り会うよ」っていうのが最初だったんですよ。

今まで本當になんか手がかかるなくて楽だったみたいで、母親が「20何年間今まで親に逆らったことがない、なんでこの段になって親に逆らうの」みたいな話をされたりとか。

以上のように、事例からは親の「祝福」が子どもの「幸せ」な結婚のひとつの要件であると、双方がみなしていることが窺える⁶⁾。そして、「祝福」される結婚が「幸福」であるという定義づけは、ひるがえって「祝福」されない結婚は「不幸」であることを意味する。「祝福」される結婚が「幸福」であるという定義を共有していることによって、親に「祝福」されないような部落出身者との結婚は不幸だという定義もまた共有される。

3-2 「不幸」な結婚という予言の自己成就

さらに、「祝福」されない部落出身者との結婚は「不幸」であるという状況の定義が「予言の自己成就」[Merton 1949] となって、部落出身者との結婚は不幸であるという認識が再生産されていく場合がある。「2000年調査（被差別体験）」から、事例を引用しよう。

【Cさんの事例】20代 部落出身 男性

以下は、Cさんの部落出身の友人についての語りである。交際相手の両親から容認を経て結婚したのであるが、結婚後も親戚から被差別部落出身であることを「非難」されることによって、結婚生活が破綻したという事例である。

結局うまいこといけへんかったりね、離婚したりとかやっぱあるし。結婚するまで大変やけど、結婚してからもまた引きずるもんやからね、こればっかりは。はたから言われて別居とかさ。親とも意志疎通がなくなったり、だんだんコミュニケーションって無くなってくるやんか、親に対しても、親戚に対しても。ほな集まり、例えば冠婚葬祭とか集まりでもさ、その親戚ら集まるやん。ほな非難されたりちょっとするとさ、ほな親も、「私の娘、こんなんによかったんかなあ」と思われちゃうとさ、ほなやっぱり親としては子どもがかわいいからさ、「どうやろ？」。ほな娘自体も不安になってくると、もう離婚じゃないですか。夫婦生活、性生活ももちろんんですけど、子どもが生まれへんだけでそんな事言われたり。っていうのはそんな行為自体なくなってくるじゃないですか、夫婦のなかでそういう不安が出てくると。「ほなやっぱり別れるか」と。結局はうちの娘は普通の人とてなってくるじゃないですか。だからほんまに皆、その話聞くと、結婚できへんかった話とかもよくあるんですけど、してからも大変なんですよ、実際。

（親や親戚に反対された経験があると）毎日意味もなく不安になってね。結婚した友達とかも言いますけどね。毎日どこかで思ってるんですって、その事をいわれたらどうしよ、いわれたらどうしよ。本人自体不安になってくるね。ほんまにだから、結婚したけど、本人自体もこれでよかったです。まあそれは彼女に対する思いもありますやん、彼女を愛するがゆえにはほんまに俺でよかったです。まあそういう部分もありますし、ほんまに理解してもらったんかなあっていう部分もありますし、だからその、夫婦のなかでね、それなりの縛がちゃんとあれば、別にそう、そういう問題にもなりにくいと思うんですけど、やっぱりお互いどこかで持つてるとね、周りからどんどん言われてきたりすると、もちろん言われてくるじゃないですか。

Cさんの事例は、結婚後の生活において、部落出身者との結婚は「不幸」であるという「予言の自己成就」が達成されていった過程であるが、結婚をめぐる親

とカップルの交渉過程が難航したり、決裂に終った場合においても、交渉それ自体が「不幸」なできごとであると認識される可能性があるだろう。

3－3 「祝福」がなければ「不幸」なのか

以上、本稿の事例からは、結婚において親の介入を許し、結婚差別が生起する基盤には、結婚が「祝福」されるべきものであるという共通の認識が親とカップルの双方に存在することが明らかになった。

ひるがえって、親や周囲から「祝福」されない結婚は「不幸」であるとみなされる。親から反対されるような部落出身者との結婚は、それだけで「不幸」であると断定される。そのような断定はそれ以上の議論を封じるため、カップルの反論は困難となる。

4 「親戚の忌避」・「世間の忌避」

この章では、「親戚の忌避」や「世間の忌避」を理由とした結婚差別について考察を行う。『2000年調査（被差別体験）』の事例においても、「親戚の忌避」や「世間の忌避」を理由とした結婚反対は数多くみられた。

「親戚の忌避」や「世間の忌避」を理由とした反対は、結婚差別の乗り越えにおける重大な障壁となっている。これらを理由とした反対は、カップルにとっては反論を構成するのが困難だからである。なぜ、「親戚の忌避」や「世間の忌避」に対する反論が困難なのであろうか。

4－1 部落差別に関する言及の回避

再度、AさんとBさんの事例を引用しよう。Aさんの場合、交際相手の妹が交際している男性の母親が反対する可能性があることを理由に、結婚に反対された。

(妹の) ダンナさん(交際相手)のお母さんが、(姉とAさんが結婚するなら)妹の二人(妹カップル)を「それやったら別れさす」というふうなことを言うてるんじゃないんやけども、そういう人やというのは、息子が言うんですって。それを妹も肌で感じながら…。

すなわち、Aさんのケースでは「親戚の忌避」が結婚反対の理由とされているのである。Bさんのケースでは、Bさんの親戚が将来、第三者から結婚差別を受ける可能性を理由に、部落出身者との結婚を反対されている。

だけど親戚の人たちや、いとこたちが結婚するときには「あなたが部落の人と結婚したっていうことで、いや、こういうとこにはお嫁に行かせませんとかね、結婚できませんとかね、その人が結婚差別を受けたらどうするの」って、「あんた、どうやってそういうこと言わいたら責任とるの」って言われたんですよ。やっぱそれ言われたら、すごくきついかなって。

「親戚の忌避」の場合、忌避する主体は親戚に限られるが、「世間の忌避」の場合は、忌避する主体が不特定多数の場合である⁷⁾。Bさんの事例は、「世間の忌避」による反対とみなすことができる。

しかし、部落外出身者の親が「親戚の忌避」や「世間の忌避」を理由に結婚に反対したとしても、その背後には親自身も「被差別部落」への忌避感を持っていると、カップルは認識していると思われる。

ところが、たとえ親の「被差別部落」への忌避意識を認識していたとしても、カップルがそれを指摘することは容易ではない。Aさんは、交際相手の親を問いただしても「向こうの妹の親のせいにしほるんです。これがやりきれなくて。『君達の意見は』、というのがない。でも会ったのが2回目やったから、そんなん突つけない（強くは聞いていただせない）んですよ」と、交際相手の親自身の忌避意識について聞くことができなかった。

なぜカップルは部落外出身者の親に対して、差別しているのは親戚や世間ではなく彼ら自身であると指摘することができないのだろうか。それは、前章で述べた「祝福」される結婚と関連している。部落外出身者の親は「親戚」や「世間」が差別していると主張しているにも関わらず、なおもカップルが親の忌避意識を指摘することは、部落外出身者の親にとっては侮辱的な行為であるとみなされる。カップルは、親の差別意識を指摘することによって、親からの「祝福」を受けるための交渉自体が決裂してしまうことを予期しているのである。「祝福」される結婚を望んでいるカップルの最大の目標は、親の「被差別部落」に対する否定的解釈を変容させることではなく、かれらの容認を得て結婚することなので、交渉が終結することだけは回避されなければならないのである。

4-2 差別する主体は誰なのか

結婚に反対する部落外出身の親に対し、かれらの忌避意識をカップルが指摘できない理由は、さらにもう一点挙げられる。親が反対の理由として「親戚の忌避」および「世間の忌避」を挙げているとき、たとえカップルはかれらの被差別部落に対する忌避意識を認識していたとしても、親たちの主張としては被差別部落を忌避する主体は「親戚」であり「世間」であり親自身ではない。したがって、カップルは部落外出身者の親の忌避意識を指摘したとしても、かれらは自分たちは差別していないと反論するだろう。

Aさんの事例においても、交際相手の親はAさんらの結婚は他者が反対しているのであって自分たちではないと主張しつつ、結婚を容認しようとはしない。Aさんの事例を再度、引用してみよう。

よくよく聞いてみると、お父さんもお母さんも反対ではないと言うんですよ。お父さんテレビ観ながら僕の顔も見やんと「俺たちはもう、反対はしないねん」そんなそぶり見せる。お母さんはお母さんでこう、イケイケの人いうか、はっきりモノ言う人やから、うちの娘のこと考えるんやったら結婚してくれてもええ、

とまでは言わへんけども、やってくれてええと、いう話をしてくれるんやけど。お父さんはお父さんで「俺は全然反対ちゃうで」いう感じやったんです。どっちやねん、という感じで。向こうの妹の親のせいにしはるんです。向こうの妹の親のせいにしはるんです。

カップルは、「祝福」される結婚のために親との交渉から降りることはできない。その上、「親戚の忌避」や「世間の忌避」を理由とした結婚反対においては、差別の主体は「親戚」や「世間」であって自分たちではないという主張が含意されているため、親に対して被差別部落への忌避意識を指摘することは、あらかじめ封じられているのである。

4－3 親戚からの非難の「責任」

「親戚の忌避」および「世間の忌避」を理由とした結婚反対への反論が困難であるのには、さらなる理由が考えられる。これらの反対理由には、「親戚」や「世間」に対する「責任」に関する問い合わせが含意されていることに関連している。この節では、親戚に対する「責任」と、それに対する反論の困難性について考察していきたい。

親戚への「責任」とは、部落出身者との結婚を容認したことに対し、親が親戚から非難を受けた場合の「責任」である。部落出身者との結婚によって生じる親にとっての不利益について、カップルが「責任」を取れないことが反対の根拠となっている。

もし、忌避の主体が親であることが明白であったなら、カップルは反対する親さえ説得すればよい。親との直接的な対話は実現可能性が高い。対話を通じて、親が結婚の反対を押し通すこともあれば、カップルが親を説得することに成功することもあるだろう。また、話し合いが決裂し、部落出身者はそのまま親のもとを離れ、部落出身者との新たな結婚生活を開始するかもしれない。説得は、結婚や出産という既成事実をつくった後に開始される場合もある。いずれにしても、部落出身者の親とカップル間では、直接的な話し合いのチャンスや説得の可能性を期待することができる。つまり、とにかく親だけを説得すればよいと信じながら説得行動を行うことができる。

ところが「親戚」による反対となると、説得の対象は一挙に増加する上、直接対面して説得する可能性が極端に減じる。結婚に反対する親たちには交流のある親戚でも、子ども世代では会ったことさえない場合もあるだろう。すなわち、説得の相手はとたんに実在性を失う。説得の相手が抽象的な存在であることは、結婚差別を受けている者にとって説得の術がないことに等しい。主立った親戚だけに容認を求めることが可能ではあるが、それ以外の「親戚」から結婚反対の声があがるかもしれない。結婚に反対する親に「親戚の忌避」を提示されたとき、親戚全体を説得することができるかどうか、カップルは回答することができない。

ただ、カップルは「親戚の忌避」を理由とする反対にたいし、そもそも「なぜ

親戚が反対することにわれわれが責任を持たないといけないのか」と問い合わせることが可能である。しかし、このような問い合わせは、「責任を取らない」という態度であるうえとられ、「身勝手だ」「自分のことだけを考えている」と非難されるだろう。逆に親戚の反対に対し責任が「取れる」と答えたとしても、「そんなことをできる保障はないのに、無責任だ」と非難されてしまうだろう。すなわち、親の問い合わせはそもそも回答不能な問い合わせなのである。

4－4 世間からの非難の「責任」

「世間の忌避」による反対も、同様に反論の構成が困難である。Bさんの例では、Bさんが部落出身者と結婚することで、Bさんのいとこが万が一破談になったときに「あなたの責任とるの」と、母親が問いつめたという。それに対し、「やっぱそれ言われたら、すごくきついかな」と、Bさんは反論に窮したことを語っている。

「世間の忌避」に対する反論が困難なのは、「親戚の忌避」同様、回答不能な問い合わせだからである。この反対理由は、部落外出身者が部落出身者と結婚することによって、部落外出身者とその家族に対し世間によるサンクションが行使されるということを含意している。Bさんの事例では、部落出身者との結婚といとこの破談が関連づけられているのであるが、本来その2つの要素が関連づけられるためには、その間に複数の要素が介在するはずである。しかし「世間の忌避」を用いて結婚に反対するとき、部落出身者との結婚といとこの破談とに直接的な因果関係があるかのように語られ、介在する他の要素についてはまったく語られないのである。

以下では、部落出身者との結婚といとこの破談とが関連づけられる過程と、その過程において見落とされている要素について考察する。

まず、現実においては、部落出身者との結婚を忌避する人としない人が存在している。しかし、「世間の忌避」による反対においては、「世間」の人々の中には被差別部落を忌避しない人が存在することは隠蔽されている。また、部落出身者との結婚を忌避する人がいたとしても、その忌避を当然だと考える人と、忌避は間違いだとみなす人が存在するはずであるが、「世間の忌避」においては、差別は間違いだという意見をもつ人々の存在は隠蔽されている。そして、部落出身者と結婚した者が親戚の中にいることが、その成員の結婚にも影響を与え破談をもたらすと考える人とそうでない人がいるだろう。もしそれが破談をもたらすとしても、その破談の責任は誰にあるのだろうか。部落出身者を親戚に持つ者との結婚を避けた人にあるのか、被差別部落を忌避をするような相手を選んだ親戚にあるのか、それとも部落出身者と結婚した当人にあるのか、意見は分かれるだろう。

「世間の忌避」における推論は、世間には部落出身者との結婚を忌避する人がおり、部落出身者と結婚した親戚がいることはその成員の結婚を破談に導き、その責任は部落出身者と結婚した成員に帰するという構成になっている。このことが自明視され、他の要素については隠蔽されているのである。つまり、「世間」

には部落出身者を忌避しない人もいるし、部落出身者との結婚した親戚を持つことが他の成員の結婚にも影響を与えると考える人もいるのだが、そのようなことは全く問われないのである。このようにして、「世間の忌避」は自明視されることとなる。

そもそも「親戚の忌避」同様、「世間の忌避」への責任は、カップルではない。しかし、親を説得するために、責任を取れると答えれば「できる保障がないのに無責任だ」と非難され、責任を取らないといつても無責任だと言われてしまう。このようにして、カップルは親の問い合わせの前に立ちすくんでしまうのである。

説得場面においては、「親戚の忌避」あるいは「世間の忌避」にたいしては、上記のような理由から回答不能に陥る可能性がある。結婚の容認を求める交渉は、カップルの「責任」をめぐる問題へとづらされてしまう。

4－5 反論困難性の複合

以上、「親戚の忌避」や「世間の忌避」という反対理由に対し、カップルが反論するのが困難な理由について考察をおこなった。

第一に、親から「祝福」される結婚を求める交渉において、カップルは親の忌避意識を指摘することによって交渉が決裂するという事態を回避しなければならず、部落差別に関して言及することがはばまれてしまうという理由が挙げられる。

第二に、「親戚の忌避」や「世間の忌避」には、差別の主体は親ではなく「親戚」や「世間」であるということが含意されているため、親の忌避意識を指摘することはあらかじめ封じられているという理由である。

第三に、「親戚の忌避」および「世間の忌避」には、部落出身者と結婚したことと「親戚」や「世間」に対してどう「責任」を取るのかという問い合わせが含まれているのだが、その問い合わせはカップルにとってそもそも回答不能な問い合わせである。

おわりに

本稿では、「祝福」される結婚が幸せな結婚であるという認識が、「両性の合意のみ」にもとづくはずの結婚において、親の介入を可能にさせており、それが結婚差別の基盤となっていることを明らかにした。

カップルは「祝福」される結婚を求めて、親との交渉決裂を回避しながらかれらを説得しなければならない。そのため、親の被差別部落に対する忌避意識を指摘することは困難となる。また、結婚反対理由として顕著にみられるのが「親戚の忌避」および「世間の忌避」であるが、これらの反対理由は差別の主体は親ではないということを含意していることと、そもそも回答不能な問い合わせであることから、カップルの反論を困難にしている。

だが、親の忌避意識を不問にすることによって新たな問題が生じる。

カップルは、親の忌避意識や「責任」について語ることができないため、部落出身者の「人柄」という個人的魅力や、カップルの「熱意」による説得を開始す

る⁸⁾。一方、親の側においても、「人柄」や「熱意」は受容されやすい。Bさんの事例では、「『気持ちが変われへんのやなあ』っていうことと、相手の、今の主人のことが（を）いろいろ話す中でね、いい人やねっていうことが解ってきたっていうのが」母親の容認のきっかけになっている。つまり、結婚の容認をめぐる交渉過程においては、親の被差別部落に対する忌避意識を批判することが困難であるがゆえに、部落出身者個人の魅力やカップルの関係性に依拠してしまう。そのため、親が結婚を容認したとしても、親の忌避意識は保持されたままになってしまう。

このようにして、部落外出身者の親の忌避意識が変容しないまま、結婚容認が可能となるのである。説得の過程においては、カップルは親の被差別部落に対する意識の変容よりも、さしあたり結婚の容認を得ることが重要であると考えているだろう。だが、親の被差別部落への忌避意識を変容させるという課題は結婚後に持ち越されることになってしまい、場合によっては「結婚後差別」⁹⁾の萌芽となる。

以上の点をふまえて、最後に結婚差別に関する研究の課題について述べ、本稿を終わりたい。結婚に反対する親は回答不能な問い合わせをつきつけ、カップルの側はまた別の戦略を用いて親の説得にかかる。その場では、被差別部落に対する親の忌避に関する議論は巧妙にずらされていく。カップルが結婚に至ることがまず第一の目標であるが、そこにとどまらず、親の忌避意識という残された課題が結婚後のカップルに及ぼす影響にまで目を向けていかなければならない。

【注】

- 1) 部落解放研究所・編『部落問題事典』では、「結婚差別」とは「部落問題においては、婚約・もしくは結婚に際して、相手方あるいは配偶者の出自が部落であることを理由として、婚約に反対、解消したり（させたり）、結婚を解消したり（させたり）する行為」と定義されている〔部落解放研究所1986〕。
- 2) 部落出身者に対する結婚差別は、交際相手からの結婚差別と、交際相手の親などからの結婚差別とに大別することができるが、本稿では後者のようなケースについて考察する。
- 3) 筆者は『2000年調査』から、結婚反対理由について類型化をおこなっている〔齋藤：2001, 2002, 2007〕。
- 4) インタビュー対象者は、本調査に先だっておこなわれた同和地区住民に対する意識調査「同和問題の解決に向けた実態等調査（同和地区内意識調査）」の自由回答欄に被差別体験を記し、かつ、被差別体験調査に協力してもよいとの意向を示した上で、連絡先と氏名を記した人びとから約50名を選んだ。さらに電話にて協力意思の再確認を行った結果、最終的に35名となった。

大阪府が2000年におこなった「同和問題の解決に向けた実態等調査」は、この被差別体験調査と同和地区内意識調査の他に、府民意識調査、同和地区概況調査および生活実態調査がある。これらの調査の成果は、『同和問題の解決に向けた実態等調査報告書（被差別体験）』、『同和問題の解決に向けた実態等調査報告書（同和地区内意識調査）』等として、それぞれ報告書が作成されている。

なお、「2000年調査（被差別体験）」の元データは、大阪府に帰属するため直接利用することができなかった。そこで被差別体験研究会では、『同和問題の解決に向けた実態等調査報告書（被差別体験）』で利用したデータを引用するという方法を用いて、論文等を執筆している。

5) 年齢は調査当時のものである。

6) 事例の中には、親の態度変容の見込みがないため説得を断念し、「縁切り」を選択したカップルのケースもみられた。だが、そのような事例においても、説得を試みた末やむをえなく「縁切り」しているのであって、最初から「祝福」を望まなかったわけではない。

長い年月をかけて部落出身者との結婚が「不幸」ではなかったことを証明しようと試みた女性もいる。

【Dさんの事例】40代 部落外出身 女性

Dさんは、部落出身者との結婚の意志を親に告げたところ、親戚一同から結婚を延期するように説得されたが、延期したところで親たちの容認は得られないだろうと判断し、「もう、家を出」て、結婚生活を始めた。親との「縁切り」について、Dさんは子どもに以下のように伝えている。

お母さんは何も間違ったことはしていないと。ちゃんとひとりの人間好きになって、結婚したいと思ったから、一緒になったんやっていうのを、やっぱりちゃんと解ってほしかったし。そのへんでは、子どもにちゃんと伝えたかったし、子ども自身が言える子に育ってほしかったから、うん、（部落解放）運動しようと思ったんですよ。だから、いろんなところで関わっていきたかったし、分からぬ部分、（被差別部落について）それだけ勉強しようと思ったんです。うん。ちゃんと言える、子どもに言える親になりたかったし。

結婚後、20数年した後、彼女は親戚の集まる法事に出席し、その場で親戚から結婚差別について謝罪を受けた。

7) Aさんの事例では、Aさんの交際相手の妹カップルは、調査当時には結婚に至っていないかった。妹の交際相手の母親による忌避は、未だ「親戚」にはなっていない者が、将来的に差別するかもしれないというケースであり、「親戚」と「世間」の中間的な形態であるとみなすことができる。

8) 部落外出身者の親の結婚差別に対し、カップルがおこなう説得の方法については、[齋藤：2003、2007] [木村：2001] で考察されている。

9) 筆者は拙稿において、結婚差別の現状においては結婚前の差別事象が結婚後の生活に影響を与えており、結婚差別は結婚前だけでなく結婚後にも生起することを明らかにし、結婚前の差別事象を「結婚前差別」とし、結婚後の差別事象については「結婚後差別」と区別した [齋藤：2007]。

【参考文献】

部落解放研究所1986『部落問題事典』解放出版社

木村涼子2001「結婚差別に立ち向かう論理」『同和問題の解決に向けた実態等調査（被差別体験調査）』大阪府

国立社会保障・人口問題研究所2006「第13回出生動向基本調査 結婚と出産に関する全国

調査 独身者調査】

Merton, R.K., 1949, Social Theoryand Socialstructure. [森東吾ほか訳『社会理論と社会構造』みすず書房、1961]

齋藤直子2001「結婚に反対する側の論理」『同和問題の解決に向けた実態等調査（被差別体験調査）』大阪府

—2002「結婚差別のゆくえ」『人権問題研究』第2号、大阪市立大学人権問題研究センター

—2003「部落出身者に対する結婚の容認をめぐる相互作用—大阪府2000年調査から—」
(社)部落解放・人権研究所『部落解放研究』第154号

—2007『被差別部落出身者をめぐる婚姻忌避に関する社会学的研究』博士論文

大阪府企画調整部人権室2001『同和問題の解決に向けた実態等調査報告書（被差別体験調査）』大阪府

(さいとう　なおこ・大阪樟蔭女子大学)